

最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書

日本経済は、ひと握りの富裕層と大企業だけが利益を得ている。特に、大企業の内部留保は毎年積み増し、総額400兆円を越えているが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っている。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立できない人が増え、2015年の婚姻率は0.5%、出生率も1.45に落ち込み、少子高齢化がますます進行し、さらに親の貧困が子ども達の成長・発展を阻害しているという“貧困の連鎖”も大きな社会問題となっている。

2017年の改定による地域別最低賃金は、愛知県が871円で、最高（東京都：958円）と最低（高知県などの8県：737円）で3割近い格差があり、その地域間格差は毎年拡大している。毎日フルタイムで働いて月11万～14万円の手取りしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”とはほど遠く、人間らしい自立した生活は到底できない。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出を招き、地域経済を疲弊させている。地域を再生させるうえでも、地域間の格差を是正し、最低賃金を大幅に引き上げて、すべての働く人の賃金を直ちに時間額で1,000円以上に底上げすることが必要である。

経済再生を実現するには、大企業本位ではなく、中小企業への経営支援を拡充し、下請単価の改善を図り、8時間働いて人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請単価、課税最低限などを整備して、誰もがどこでも安心して暮らせる社会に転換する必要がある。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金を、今すぐ時間額1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 大企業に下請法を厳格に守らせ、中小企業への経営支援・補助をおこない、コストが価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会